

令和6年度 群馬県フリースクール等支援事業補助金

募集案内

不登校児童生徒等に相談・支援を行う
県内のフリースクール等に財政的支援を実施します。

【募集期間】

令和6年4月1日～令和6年5月31日

※本事業は企業版ふるさと納税制度を活用した
(株)東横インからの寄附に基づく事業です。
(令和5年度から令和7年度まで実施予定)

1. 趣旨

不登校児童生徒等（※）への学習支援や居場所づくりなどの支援を充実し、児童生徒が自ら社会とつながろうとする力を高められるよう、フリースクール等に対する事業費補助を実施する。

また、フリースクール等を「未来の日本を引っ張っていく潜在能力を持った個性ある子どもたちが育つ、新しい学びの場」と位置づけ、群馬県として新しいモデル作りに取り組む。

（※）「不登校児童生徒等」とは、県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍している不登校の児童生徒をいう。ただし、高等学校等の不登校生徒及び学校等に在籍していない18歳未満の青少年も対象から除外しない。

2. 事業の実施方法

令和6年度群馬県フリースクール等支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。また、県教育委員会で任用した専門的人材をフリースクール等に派遣し、経営・施設運営等の助言など、経営基盤強化のための支援を行う。

3. 事業対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（令和6年4月1日から補助対象となります。支払いの証拠となる書類が整わない場合は交付対象外となりますので、保管の徹底をお願いします。）

4. 補助事業の内容

補助対象事業は、「基本枠」、「上乗せ支援枠」の2事業となります。申請は「基本枠」のみ、又は「基本枠及び上乗せ支援枠」のいずれかになります。

（1）基本枠について

① 補助対象施設

「④ 補助要件」を全て満たすフリースクール等を補助対象とする。

② 補助対象経費

次の事業運営経費を補助対象とする。

ア 施設が雇用する常勤又は非常勤の職員の給与等人事費（代表者を含む）

イ 活動拠点の家賃（賃借料）

ウ 学習支援等に要する経費（PC等備品費、教材費、図書費、印刷製本費、事務用品など）

エ 体験活動に係る経費（施設利用料、バス借上料、楽器、保険料など）

オ 外部講師招へいのための経費（謝金、旅費など）

カ 施設環境の整備に要する経費（机椅子、冷暖房器具、清掃器具、修繕費など）

キ 施設の広告宣伝活動に要する経費（印刷製本費、通信費など）

ク 施設運営に係る消耗品費等雑費（消毒液、タオル、トイレットペーパーなど）

ケ 光熱水費

コ その他、県教育長が必要と認めた経費

③ 補助率及び補助限度額

補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内とする。

補助額は、予算の範囲内で1施設あたり年間100万円を限度とする。

※申請者が多く、申請額の合計が予算を超過した場合、申請額に一定率で割り落としを行います。

※基本枠の募集は、3年間（R5年度～R7年度）継続する予定です。ただし、予算の執行状況等により、募集を確約するものではありません。

④ 補助要件

次の補助要件を全て満たすこと。

ア 県内に所在していること（オンラインのみの事業形態も可とする）

イ 不登校児童生徒等に対する相談・支援を行うことを主たる目的としていること

ウ 不登校児童生徒等への相談・支援体制が明示されていること

エ 施設として1年間以上の相談・支援の実績があること

オ 年間を通して、指導に必要な職員を複数人（代表者を含む）有していること

カ 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること（申請日以前12ヶ月間の実績で判断）

キ 原則、週3日以上、平日の日中に相談・支援を行っていること

ク 月1回程度、保護者及び学校への適切な情報提供がなされていること

ケ 入会金、授業料（月額・年額等）が明確であること

コ 施設環境が児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること

サ 県税が完納されていること

シ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと

ス 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと

（2）上乗せ支援枠について

① 補助対象

自分の頭で考え、他人が目指さない領域で動き出し、生き抜く力を持つ「始動人」の育成など、新たなフリースクール等の形を先導するような取組を支援するため、基本枠の補助要件を満たした施設のうち、次のキーワードのうち少なくとも1つ以上に合致する取組を実施する施設に対して、基本枠に上乗せして補助を行う。なお、申請を希望する場合、令和6年5月上旬を目途に、申請内容に係る事前相談のためのご連絡をお願いします。

キーワード：「独自性」「新規性」「経営基盤強化」「持続可能性」

※既存の取組であっても、新たな視点を取り入れるなどにより、「新規性」や「独自性」が認められる場合は対象とします。

取組例：オンラインを活用した学習支援、農業体験支援、酪農活動支援、県有施設（tsukurun、天文台、昆虫の森など）を活用した研究活動支援、e-スポーツ活動支援など

② 補助対象経費

提案する取組のために要する経費

(例：専門人材の謝金、PC等整備費、農機具、家畜飼育に係る経費など)

※審査会で補助対象経費の判断も行います。既に雇用している職員の人工費は対象外です。

③ 補助率及び補助限度額

補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内とする。

補助額は、予算の範囲内で1施設あたり年間300万円を限度とする。

※ただし、1施設あたりの累計上限額は、令和5年度から令和7年度までの3年間で300万円となります。(例：令和5年度に200万円を補助した場合、令和6年度は100万円までの補助となります。)

令和7年度の募集は予算の状況により判断します。

④ 補助要件

基本枠の要件と同一

5. 申請方法

(1) 基本枠について

① 提出書類

提出書類は次のとおりです。提出前にチェック欄でのご確認をお願いします。提出書類のほかに、必要に応じて資料の追加提出を求めることができます。

	提出書類	チェック欄
	交付申請書（様式第1号）（ワード）	<input type="checkbox"/>
添付書類	基本枠事業計画書（ワード）	<input type="checkbox"/>
	基本枠申請額内訳書（エクセル）	<input type="checkbox"/>
	補助金受給に係る申立書（ワード）	<input type="checkbox"/>
	法人登記簿の写し又は登記事項証明書 ※法人の場合に限る	<input type="checkbox"/>
	指導要録上出席扱いと認められている通所者がいることの各学校長名による証明（ワード） (申請日以前12ヶ月間の期間のうち、施設通所者1名分で可) ※各フリースクール等が児童生徒の在籍校に学校長名による証明を依頼のこと。（証明がない場合は不可）	<input type="checkbox"/>
	県税の完納証明（群馬県県税条例施行規則第45号の3様式） ※最寄りの（行政）県税事務所で取得のこと	<input type="checkbox"/>
	相談・支援体制が明示されている書類の写し	<input type="checkbox"/>
	入会金、授業料（月額・年額等）が明示されている書類の写し	<input type="checkbox"/>
	その他参考となる資料 前年度の決算書類（様式任意）など	<input type="checkbox"/>

② 募集期限

令和6年5月31日（金）17時 ※書類必着

③ 支払方法

概算払及び精算払

④ 提出方法及び提出先

次のア、イの両方により提出のこと。

ア 郵送又は持参により書類を提出

イ 電子メールにより各種様式（ワード・エクセル）及び添付書類（PDF化）
を送付

提出先：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（群馬県庁23階）

群馬県教育委員会事務局生涯学習課

E-mail : kigakushu@pref.gunma.lg.jp

（2）上乗せ支援枠について

① 提出書類

提出書類		チェック欄
交付申請書（様式第1号）（ワード）		<input type="checkbox"/>
添	上乗せ支援枠事業計画書（ワード）	<input type="checkbox"/>
付	上乗せ支援枠申請額内訳書（エクセル）	<input type="checkbox"/>
書	上乗せ支援枠収支計画書（2年間分）（エクセル）	<input type="checkbox"/>
類	その他参考となる資料	<input type="checkbox"/>

② 募集期限

令和6年5月31日（金）17時 ※書類必着

③ 支払方法

概算払及び精算払

④ 提出方法及び提出先

基本枠と同様

6. 審査

（1）基本枠について

申請書等受理後、書面審査・現地調査等を実施し、採択・不採択及び交付額を決定します。現地調査の日程については、別途連絡します。

（2）上乗せ支援枠について

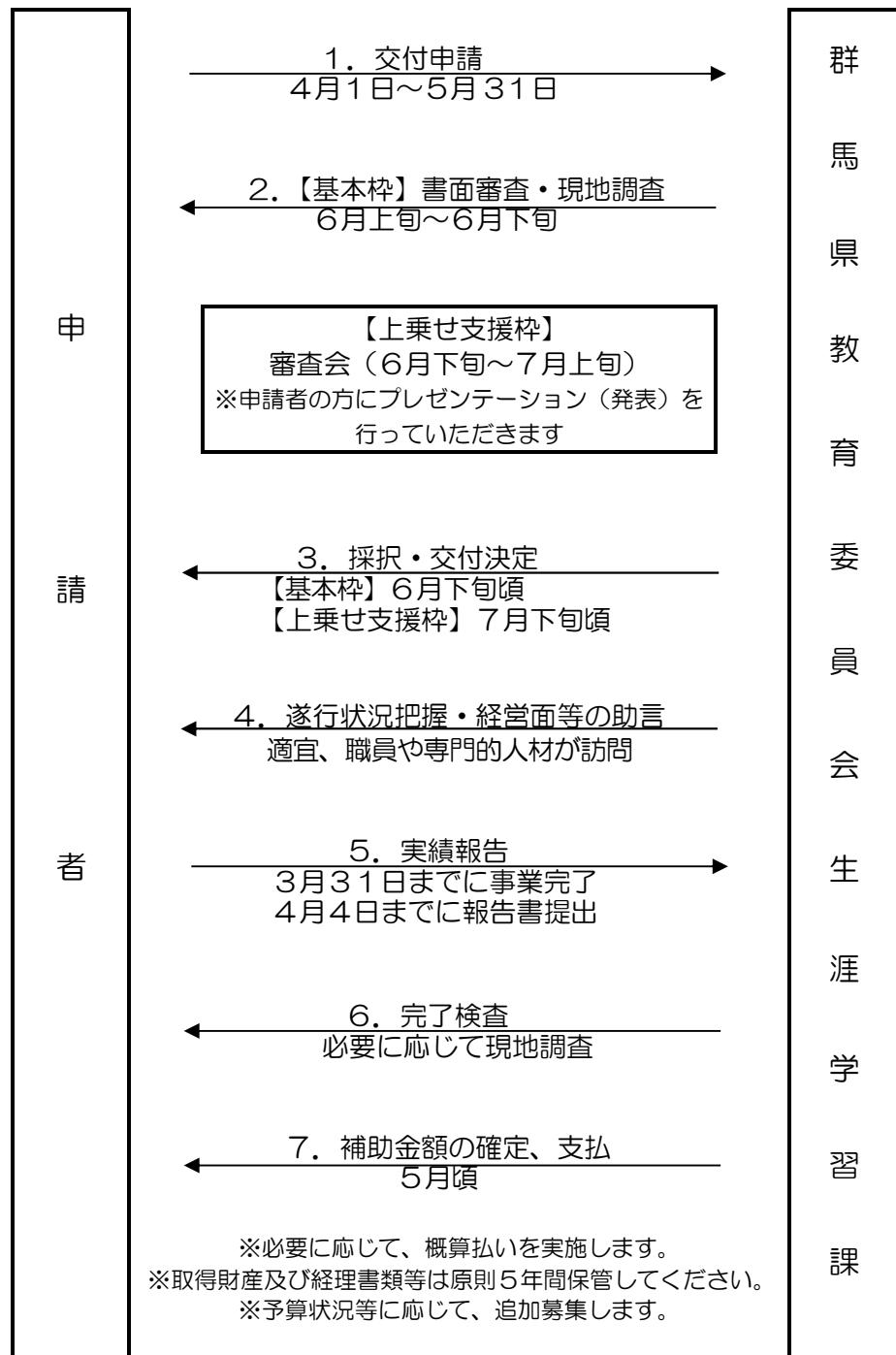
申請者のプレゼンテーション（発表）による審査会を実施します。申請者のプレゼンテーションに係る日程は別途連絡します。

審査会の結果、採択・不採択及び交付額を決定します。

＜主な審査ポイント＞

- ・新たなフリースクールの形を先導するような取組か。
- ・対象事業に合致しているか（4つのキーワードのうち、少なくとも1つ以上に合致していること）
- ・2年間の収支計画の実現性はどうか。

7. スケジュール



8. その他留意事項

(1) 補助対象外経費について

次の経費（例示）は補助対象となりません。

- ア 令和6年4月1日より前に発注や支出を行った経費
- イ 令和7年3月31日までに支払いが完了しなかった経費
- ウ 国や地方公共団体など他の補助金制度を活用している対象経費

(2) 同一法人・事業者の申請について

同一法人・事業者であっても、対象施設が別々に所在している場合、いずれの施設においても補助金の申請は可能です。ただし、経理処理は必ず別々で管理してください。

(3) 審査結果について

審査結果（採択／不採択）は、申請者あてに文書で通知します。なお、通知前の電話等による照会や審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますのでご了承ください。

(4) 専門的人材による助言について

県教育委員会で任用した専門的人材が、定期的にフリースクールを訪問（必要に応じて、ウェブによる打合せを実施）します。本補助金の交付が終了する令和8年度以降の持続可能な経営を目指すための相談に応じますので、御協力をお願いします。

(5) 経理処理について

補助事業の完了検査では、支出を証明できる書類（給与明細の写し、領収書の写し、支払伝票の写し等）を確認させていただきます（必要に応じて提出していただきます）。補助事業に要する経費については、補助対象外経費と明確に区分して支払いを行ってください（混合支払いは認められません。）。基本枠と上乗せ支援枠の補助対象経費を明確に区分の上、補助簿等を用いてそれぞれ支出管理をお願いします。適正な経理処理が確認できない場合、補助金のお支払いができないこともあります。

9. 提出先及び問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（群馬県庁23階）

群馬県教育委員会事務局生涯学習課

TEL 027-226-4662

E-mail : kigakushu@pref.gunma.lg.jp